

## 国勢調査施行規則の一部を改正する省令

### 1 改正の背景

国勢調査は、日本国内に居住する全ての人及び世帯の実態に関する統計（国勢統計）を作成し、国及び都道府県・市町村における各種行政施策の立案・実施その他の基礎資料とするものである。

令和2年国勢調査を円滑かつ正確に実施するため、統計委員会の答申を踏まえ、調査事項等を見直すこととし、これに伴う改正を行う。

### 2 改正の概要

#### ① 国勢調査指導員証、国勢調査員証及び委託管理団体証の様式の改正

国勢調査指導員証及び国勢調査員証の様式の裏面に記載されている統計法（平成19年法律第53号）の条文について、前回調査以降の改正を反映するほか、これらの様式の体裁を整える。

#### ② 調査票の様式の改正

調査事項の削除等に伴い、所要の改正を行う。

#### ③ その他所要の改正を行う。

### 3 今後の予定

公布日 令和2年3月31日

施行日 令和2年4月1日